

○内閣府令第五号
総務省令第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二条の二 法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とする。</p>	<p>第十二条の二 法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報</p> <p>二 予防接種法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務 前号に掲げる情報</p> <p>三 予防接種法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 第一号に掲げる情報</p>

<p>第十二条の二 法別表第二の十六の三の項の主務省令で定める事務は、予防接種法第六条第一項の予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第六条第三項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務とし、同表の十六の三の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とする。</p>	<p>〔条を加える〕</p>
---	----------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。